

農産物検査産地品種銘柄一覧

平成 21 年 4 月 6 日農林水産省告示により、農産物規格規程の一部が改正され、農産物検査を行う産地品種銘柄は、登録検査機関が必ず検査しなければならない必須銘柄と検査を実施するかどうかを選択する選択銘柄が設定されました。

当農業協同組合は、農産物規格規程に基づく産地品種銘柄の検査については、下記品種について銘柄検査を実施します。(ただし、27 年産からの適用となります。)

記

1. 実施期間：平成 27 年 8 月 28 日～次回改定まで
2. 種類及び品種

種 類	産地品種銘柄
水稲うるち玄米 (宮城県)	ひとめぼれ、ササニシキ、まなむすめ、*コシヒカリ、*たきたて、*キヌヒカリ、*ミルクークイーン、*つや姫、*げんきまる、*金のいぶき、*だて正夢、*東北 194 号、*萌えみのり
水稲うるち玄米 (福島県)	コシヒカリ、ひとめぼれ、*ササニシキ、*ミルクークイーン
水稲もち玄米 (宮城県)	みやこがねもち、*もちむすめ

※福島県の銘柄検査は、宮城県に居住する生産者が生産した農産物に限ります。

(注) *印のある産地品種銘柄は選択銘柄です。*印のない産地品種銘柄は必須銘柄です。

種 類	産地品種銘柄
普通大豆及び特定加工用大豆 (大粒大豆及び中粒大豆)	あやこがね、きぬさやか、タチナガハ、タンレイ及びミヤギシロメ
普通大豆及び特定加工用大豆 (小粒大豆及び極小粒大豆)	コスズ及びびすずほのか

【必須銘柄】とは、各県毎に設定されており登録検査機関が検査証明できる銘柄です。

【選択銘柄】とは、登録検査機関が設定して検査証明できる銘柄です。